

12 の 2—6 法第 12 条の 2 第 3 項に規定する相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
オーストラリア協定	30 日

(我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請についての回答期限)

12 の 2—7 法第 12 条の 2 第 4 項に規定する相当の期間とは、次の表の第 1 欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
メキシコ協定	20 日
マレーシア協定	30 日
チリ協定	30 日
タイ協定	30 日
インドネシア協定	30 日
ブルネイ協定	30 日
アセアン包括協定	30 日
フィリピン協定	30 日
ベトナム協定	30 日
インド協定	30 日
ペルー協定	30 日
モンゴル協定	30 日

(関税の譲許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定)

12 の 2—8

- (1) 法第 12 条の 2 第 5 項第 1 号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール協定第 30 条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 45 条 1